

【知財探偵の事件簿】[ファイル1] 東京地裁令和4年11月30日判決：新聞記事社内ネットワーク無断掲載事件】



はじめまして。知財探偵の深知花だ。今回から私が皆さんに知ってほしい最近の知財の判決を紹介していこう。さて、今日の事件の鍵を紹介してくれたまえ、発太君。

助手の発太です。今回の判例は「1. 新聞記事は著作権法で保護されるのか？」
「2. 新聞記事を社内ネットワークに載せると著作権侵害になるか？」が鍵ですね、先生。



中川特許事務所・弁理士
中川淨宗

1. 事件のあらすじ

原告Xは新聞社であり、被告Yは鉄道会社です。YはXが発行・配信している新聞に掲載された合計829件の記事（本件各記事）について画像データを作成し、記録媒体に保存した上で、画像データを本店と駅舎などの事務所を結ぶ組織内ネットワーク（Yインターネット）にアップロードし、Y従業員らが閲覧できるようにしました。Xが、Yの行為は本件各記事の著作権を侵害するものであるとして、損害賠償の支払いを求めて提訴したのが本件です。

2. 裁判所の判断

裁判所は以下のように述べて、YがXに460万円弱の損害賠償を支払うよう命じました。

■事件の鍵1について

「本件各記事は、いずれも、担当記者が、その取材結果に基づき、記事内容を分かりやすく要約したタイトルを付し、当該記事のテーマに関する直接的な事実関係を端的に記述すると共に、関連する事項として盛り込むべき事項の選択、記事の展開の仕方、文章表現の方法等についても、各記者の表現上の工夫を凝らして作成したものであることがうかがわれる。したがって、本件各記事は、いずれも『思想又は感情を創作的に表現したものであって、文芸、学術、美術又は音楽の範囲に属するもの』すなわち著作物（法2条1項1号）と認められるのであって、『事実の伝達にすぎない雑報及び時事の報道』（法10条2項）には当たらない。

著作物といえるための創作性の程度については、高度な芸術性や独創性まで要するものではなく、作者の何らかの個性が發揮されていれば足りる。このような意味での創作性は、内容における虚構性を当然の要素なし前提とするものではないから、新聞記事がその性質上正確性を求められることと何ら矛盾せず、両立し得るものであることは論を俟（ま）たない。

■事件の鍵2について

「Yは、合計829件の本件各記事の画像データを作成し記録媒体に保存した上、これをYインターネット上の掲示板にアップロードし、Y従業員等が閲覧できる状態に置いた。こうしたYの行為は、Xの本件各記事に係る著作権（複製権及び公衆送信権）を侵害するものといえる」

3. 解決編

■事件の鍵1について

まず、「思想又は感情を創作的に表現したもの」とは、一般に「人の考え方や気持ちを個性的に表していること」をいうとされています。本判決が述べるとおり、この創作性が認められるためには、作者の独自性（オリジナリティ）があれば十分であり、芸術性や独創性を備えていることは要求されません。

新聞記事がフィクションでは困りますから、新聞記事には事実を正確に記載する必要があります。よって、事実を前提にしているという意味において、新聞記事はフィクションよりも独創性が低いといえかもしれません。

また、著作権法は「事実の伝達にすぎない雑報及び時事の報道」は「言語の著作物」に該当しない旨を規定しています。これには、いつ（10:30に）・どこで（首相官邸で）・誰が（首相が）・何を（メッセージを）・なぜ（A公益法人設立100周年のため）・どのように（ビデオに収録した）を伝える首相動

静といったいわゆる5W1Hを伝えるだけの短いニュース・人事異動・訃報記事などが該当します。このような首相動静の記事は、「事実」を伝えるだけであり、これを書いた記者の創作性は発揮されていません。このような記事が著作物に当たらないことは明らかです。

さて、本件各記事には「TX開業から12年、車両老朽化対策急ぐ、車体更新場を稼働、乗客増の対応も課題に」といったタイトルの記事が含まれています。この記事でいうと、「TX（つくばエクスプレス）の開業から12年を経過した」「車両が老朽化している」「車体更新場を更新した」といったことはいずれも「事実」であって、これをそのまま伝えるのであれば、記者の創作性が発揮される余地はありません。

しかしながら、記者はこういった事実を限られた紙面で読者に正確かつ分かりやすく伝えるべく、記事として載せるべき情報の取捨選択、話の筋道の立て方や文章表現の方法などを工夫しているはずです。よって、フィクションのような独創性はなくとも、そのようにして作成された新聞記事には記者の創作性が発揮されているはずなのです。

そうすると、新聞記事が全て「事実の伝達にすぎない雑報及び時事の報道」に該当するわけではなく、むしろ本件各記事を含め多くの新聞記事は著作物に当たるでしょう。

■事件の鍵2について

本件で問題になった「公衆送信権」における「公衆」とはどのような人たちでしょうか？ 公衆が不特定の人あるいは多数の人々のことを意味するのは当然ですから、仮にYが本件各記事をY社外にも広く公開されているインターネット上にアップロードし、そういう意味での公衆が閲覧できる状態に置いたらば、Xの公衆送信権を侵害することになるのは当然のことでしょう。

しかし、本件でYが本件各記事をアップロードしたのは社内ネットワークであり、それを閲覧できるのはYの従業員などに限られます。それでもYは本件各記事を公衆送信したといえるのか、疑問に思われた方もいると思います。

著作権法は公衆には「特定かつ多数の者を含む」と規定しています（2条5項）。特定とはYとその従業員といった人のつながりのあることをいいます。多数とは、一律に何人以上であるとはいはず、問題になっている著作物の種類や行為によって事案ごとに決定されます。Yインターネットの掲示板にアクセスできるアカウントの数は728に上るとされていますから、それだけいれば多数といえるでしょう。なぜなら、それだけの人が無料で本件各記事を閲覧できるとすれば、Xの新聞がそれだけ購読されないことになり、Xに不利益を与えることは明白だからです。



新聞や雑誌の記事にも著作権があって、社内ネットワークであっても無断でこれをアップロードすると著作権の侵害になってしまうとは注意しなければなりませんね。

記事を社内ネットワークで共有したいのなら、きちんと発行元に利用許諾を得るか、それができないなら回覧にとどめるべきだな。それでは皆さん、9月号で会おう！

